

# (公社) 日本カーリング協会公認審判員規程

- 第1条 (公社)日本カーリング協会(以下「協会」という。)及び加盟都道府県カーリング協会が主催又は主管する大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、本規程の定めるところにより、公認審判員制度を設ける。
- 第2条 公認審判員は、A級、B級、C級とし、その職務は別に定める。(公認審判員の職務と認定に関する内規)  
尚、JCAが主催する競技大会の審判長及び副審判長の選考については、別に定める。(JCA主催大会における審判長及び副審判長選考要領)
- 第3条 公認審判員の受験資格と設定の細目は、別に定める。(公認審判員の職務と認定に関する内規)
- 第4条 A級及びB級公認審判員の検定員は、その都度協会競技委員長(以下「競技委員長」という。)と協会競技委員会審判部長(以下「審判部長」という。)が任命する。
- 第5条 C級公認審判員の検定員は、都道府県協会長の推薦(様式C-1)に基づき審判部長が任命する。ただし、B級公認審判員以上の資格を持ち、審判部の承認を得た審判員とすること。
- 第6条 検定員は、検定終了後速やかに競技委員長に、検定の結果を報告しなければならない。  
(公認審判員認定内規第5条の定めるところによる)
- 第7条 公認審判員として検定に合格した者は、所属協会長を通じて公認審判登録をしなければならない。
- 第8条 公認審判員が、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を失う。  
(1)協会の会員でなくなったとき。  
(2)本人から辞退の届け出があったとき。  
(3)正当な理由なく2年間研修会、又は指名された検定会、競技会に出席しなかった場合。  
(4)正当な理由なく公認審判登録を行わなかったとき。  
(5)公認審判員として不相当と日本協会理事会が認めたとき。
- 第8条の2 第8条の第1号から第4号までの理由で資格を失った場合は、別に定める内規により審判資格を再取得することができる。
- 第9条 公認審判員に関する細目は、別に定める。(公認審判員認定内規)
- 第10条 本規程の改正については、審判部会の過半数の賛成をもって競技委員会に提案する事ができる。承認については、競技委員会を通じて理事会に諮ることとする。

付 則 この規程は平成3年9月13日に公布し、平成3年9月1日から適用する。

付 則 この規程は平成6年8月27日に公布し、平成6年9月1日から適用する。

付 則 この規程は平成10年8月1日に公布し、平成10年4月1日から適用する。

付 則 この規程は令和2年10月22日に公布し、令和2年11月1日から適用する。

付 則 この規程は令和3年10月7日に公布し、令和3年11月1日から適用する。